

八王子都市計画区域区分の変更について

(東京都決定)

地形地物の変更に伴い、土地利用上の観点から検討した結果、区域区分を変更する。

八王子都市計画区域区分の変更（東京都決定）

八王子都市計画区域区分を次のように変更する。

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分 計画図表示のとおり

理 由

地形地物の変更に伴い、土地利用上の観点から検討した結果、区域区分を変更する。

（参考）

人口フレーム

（千人）

区 分		年 次	2015 年 （平成 27 年）	2030 年 （令和 12 年）
都市計画区域内人口			578	543
	市街化区域内人口		569	535
	配分する人口	配分する人口	569	535
		保留する人口	-	1
		（特定保留）	-	-
		（一般保留）	-	1

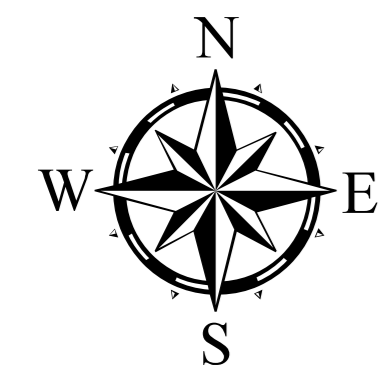
市街化区域及び市街化調整区域

（ha）

市街化区域	市街化調整区域
8,150.3	10,480.7

	変更箇所	変更前	変更後	面積
1	八王子市元八王子町三丁目 地内	市街化調整区域	市街化区域	約 0.0 ha
2	八王子市元八王子町三丁目 地内	市街化区域	市街化調整区域	約 0.0 ha
3	八王子市元八王子町三丁目 地内	市街化調整区域	市街化区域	約 0.0 ha
4	八王子市元八王子町三丁目 地内	市街化区域	市街化調整区域	約 0.1 ha
5	八王子市廿里町地内	市街化調整区域	市街化区域	約 0.0 ha
6	八王子市長房町及び廿里町 各地内	市街化区域	市街化調整区域	約 0.1 ha

八王子都市計画区域区分 総括図 (東京都決定)



日の出町

福生市

あきる野市

立川市

昭島市

檜原村

国立市

八王子市

日野市

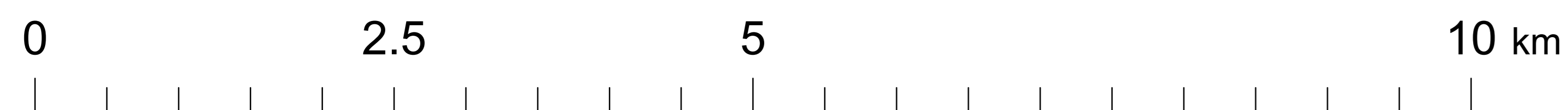
多摩市

町田市

①
②
③
④
⑤
⑥

凡例

- 変更箇所
- 行政界
- 市街化区域
- 市街化調整区域
- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域



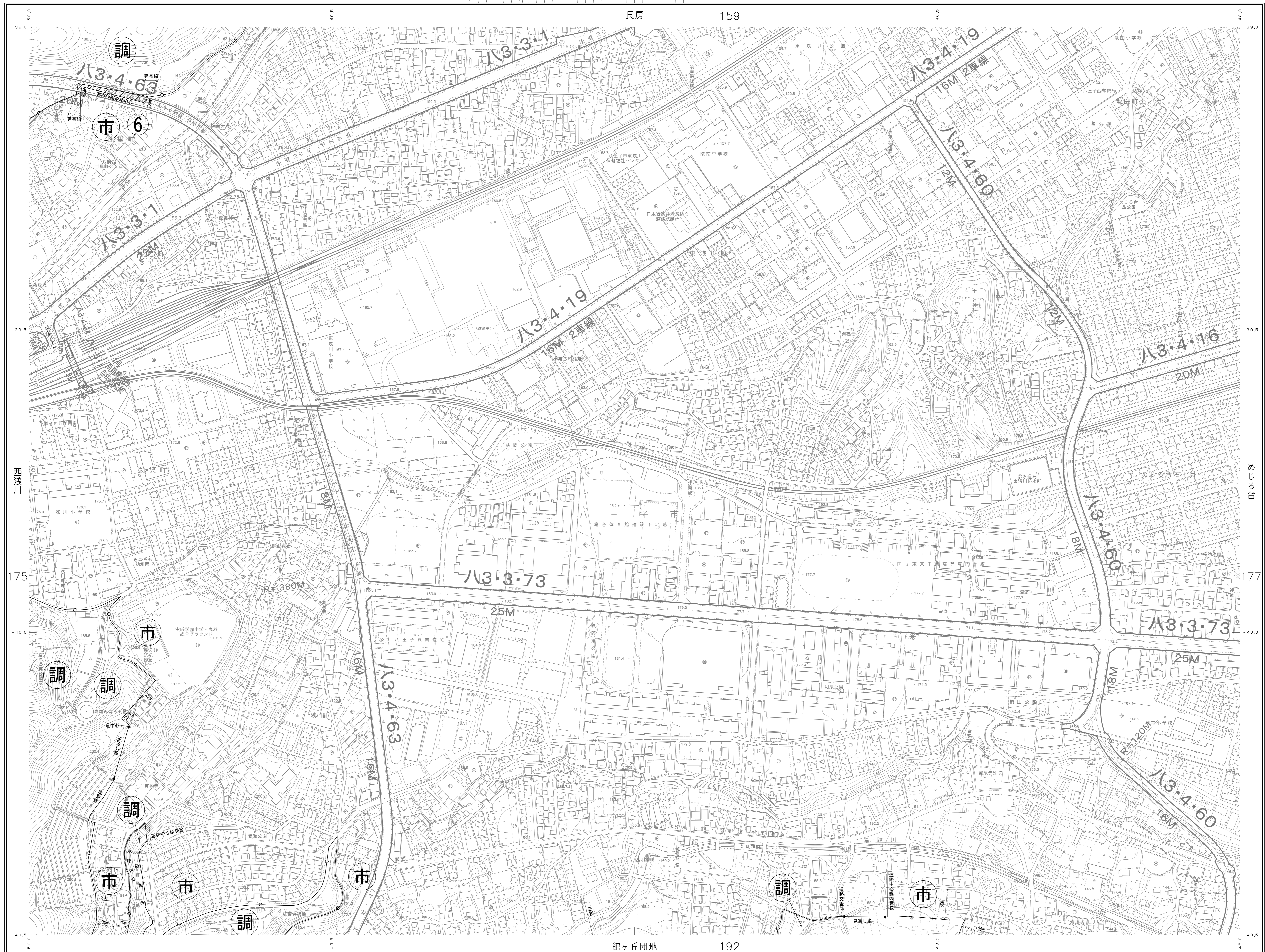
この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(5都市基交第638号)(5都市基街都第133号、令和5年7月3日)して作成したものである。
無断複製を禁ずる。

八王子市 区域区分 (変更箇所図)

1 : 2,500 八王子都市計画区域区分 (東京都決定) 計画図 176
 33-11 (IX-LC37-2) H28-3-14 H29-3-14 (道路網図作成年月日)

高尾

東京都 八王子市	八王子市 92-10 西浅川 92-10 高尾山口 92-20	長房 93-6	西八王子 93-7 めじろ台 93-12 待田 93-17
-------------	--	------------	--



凡例

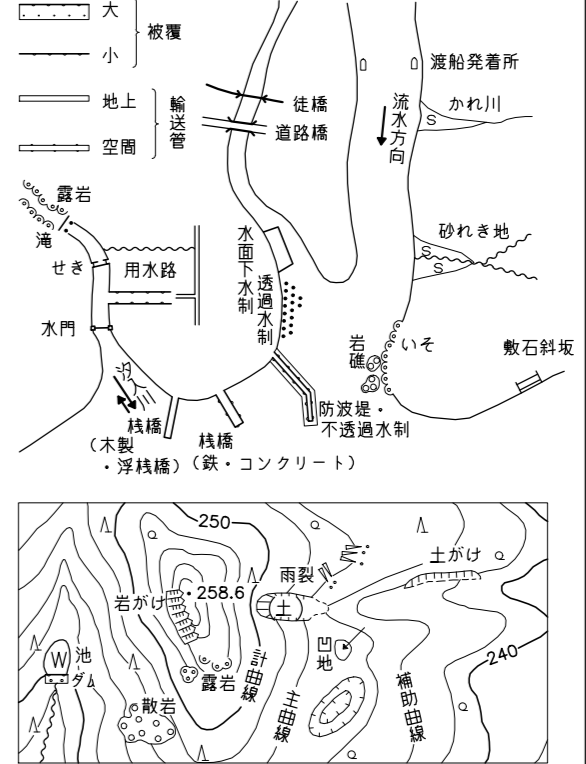
市街化区域	市街化調整区域	公園	緑地	河川	鉄道	道路	境界線
市街化区域	市街化調整区域	公園	緑地	河川	鉄道	道路	境界線

凡例

市街化区域	市街化調整区域	公園	緑地	河川	鉄道	道路	境界線
市街化区域	市街化調整区域	公園	緑地	河川	鉄道	道路	境界線

凡例

市街化区域	市街化調整区域	公園	緑地	河川	鉄道	道路	境界線
市街化区域	市街化調整区域	公園	緑地	河川	鉄道	道路	境界線



- 1 座標系は、平成10年国土交通省告示第9号の決定による平面直角座標系の東京座標系
- 2 投影法は、横メルカトル投影法
- 3 平面直角座標系は、世界測地系で、内部の外周に示す(メロメロ)単位、投影: X軸、縮尺: 1/25,000、方位角の単位: 0.01メロメロ
- 4 高さ(メロメロ)の座標系は、東京湾平均海面(T.P.)
- 5 等高線の間隔は、2メロメロ
- 6 南北(軸向の北の方向)と南北(磁石の北の方向)は、下記内容(磁石の北)に於ける磁気方位線との交点を中心として、上述外図に、赤印(南北)、青印(磁北)で示した方向

凡例

市街化区域	市街化調整区域
市街化区域	市街化調整区域

- 7 方眼北(方眼の縦線の上の方向)に於ける南北の偏差は、東緯約20°
- 8 南北に於ける磁石の方位(磁石の北)は、1918.0年磁気方位第一号図(国土地理院)で、西偏約10°
- 9 東京都公共基準点への照準立入は禁ずる。

平成10年別冊
 平成16年修正
 平成21年修正
 平成26年修正

1. 平成24年11月編訂空中写真
 2. 平成25年7月現地調査

1:2,500

この図面は、国土院の承認を経て国土院の調査結果を使用して作成されたものである。(承認番号) 平成24年02269号
 この図面は、東京都特許の承認を受けて、東京都第2,500分の1の地図図を使用して作成されたものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号) 3都庁承認第40号 (承認番号) 3都庁承認第87号、令和3年6月10日
 (承認番号) 2都庁承認第110号、令和2年8月21日

著作権所有者 東京都都市整備局
 株式会社マップス東京

変更前	変更後
⑥ 市街化区域	市街化調整区域